

## 令和6年 第4回真狩村議会定例会会議録

### ○開会及び閉会

開会 令和6年12月12日 午前10時30分

閉会 令和6年12月12日 午後2時24分

### ○出席議員（8名）

1番	大平 慎一郎	2番	大町 徹
3番	安藤 義明	4番	佐々木 義光
5番	向井 忠幸	6番	福田 恵子
7番	陰能 裕一	8番	佐伯 秀範

### ○欠席議員（0名）

### ○出席説明員

村長	岩原 清一	副村長	長船 敏行
教育長	齊藤 信之	総務課長	山田 浩二
企画情報課長	西田 恵治	住民課長	秋山 秀敏
税務課長	北野 一志	産業課長	松枝 主範
建設課長	加藤 克博	会計管理者	谷口 泰之
保育所長	酒井 秀利	教育次長	高橋 和義
農業委員会事務局長		代表監査委員	印南 正治
	谷口 安		

### ○出席議会事務局職員

事務局長	馬淵 拓哉	書記	森 妙子
------	-------	----	------

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 所信表明
- 4 行政報告
- 5 教育行政報告
- 6 一般質問

- 7 認定第1号 令和5年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について  
 認定第2号 令和5年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 認定第3号 令和5年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 認定第4号 令和5年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
 認定第5号 令和5年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 認定第6号 令和5年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
 決算特別委員長報告
- 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
 (令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))
- 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
 (令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))
- 10 同意第1号 真狩村副村長の選任について
- 11 議案第1号 真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 12 議案第2号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 13 議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 14 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 15 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 16 議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 17 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の廃止について
- 18 議案第8号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第6号)
- 19 議案第9号 令和6年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 20 議案第10号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 21 議案第11号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 22 議案第12号 令和6年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第4号)
- 23 閉会中の所管事務調査の申出について

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
10:30 開会	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいまの出席議員数は、8人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第4回真狩村議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>
日程1	〃	<p>日程 1</p> <p>会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、2番 大町徹君及び、6番 福田恵子君を指名します。</p>
日程2	〃	<p>日程 2</p> <p>会期の決定についてを議題とします。</p> <p>本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって会期は、本日1日と決定しました。</p>
	〃	<p>諸般の報告を行います。</p> <p>第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、真狩村監査委員から、令和6年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。10月実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。</p> <p>次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。</p> <p>次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。</p>
日程3	〃	<p>日程 3</p> <p>所信表明について、村長から発言を求められておりますので、これを</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p> <p>本日の定例会は、私が村長として2期目における初めての議会となりますので、議案の提案説明に先立ちまして、今後4年間の村政運営における私の所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに村民の皆様にご理解と御協力を賜りたいと存じます。</p> <p>このたびの村長選挙では、私は無投票で再選をすることができました。引き続き村のかじ取りを任せていただくことになりましたが、改めてその職責の重さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。より一層謙虚に村民の皆様の声を聴きながら、これまで以上に現場主義を徹底し、対話による村づくりを進めていく決意でございます。</p> <p>思い返せば、4年前、新型コロナウイルス感染症の脅威が日本を覆い尽くし、世の中は重苦しく、悲壮感さえ漂っておりました。私は、こんな時だからこそ、村民の皆様が頭を垂れることなく、少しでも前を、明るい明日を見てもらいたいと【誰もが暮らしやすい未来志向の真狩村】の実現を掲げました。</p> <p>そして、コロナの脅威が去り、新たに生まれた今の暮らしを、さらに夢のあるものに変えながら、これからの子供たちに、次の世代につなげる未来志向のまちづくりを今後も全力で進めてまいります。</p> <p>近年は、先が見えない不確実な時代となりました。私たちは、新興感染症との闘いや 戦争・対立により高騰するエネルギー価格、地球温暖化による気候変動への対応、そして、急激な人口減少による人材不足と人件費の上昇や老朽化が進むインフラ対策と維持管理費の増嵩、さらには行政デジタル化の遅れなど、様々な課題に直面しています。</p> <p>今、市町村は自らの判断と発想でそれぞれの個性を生かしながら魅力あふれる地域を創り、持続可能な社会の形成や人口減少の抑止を目指した政策を進めなければなりません。真狩村は、村民の生活を支える一番身近な存在であり、住む全ての人に安心と安全な暮らしを提供する役割を果たしていきます。</p> <p>それでは、ここで村長就任に際し、村政運営に関する私の考えを述べさせていただきます。</p> <p>まず一つ目は、自由でやりがいと喜びを感じることができる産業を構築したい、次世代の若者たちが自ら未来を拓き・描くことができる農業・商工業・観光業を目指していきたいと考えております。</p> <p>現在、穀物需要の増大や気候変動・労働力不足による生産力の低下と</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>低い食料自給率など食料の安全保障は我が国にとって大きな問題となつてきています。それによって、農業への期待と役割はますます高く、可能性をもつ産業として、今後、大きな変革のときを迎えるともいわれています。</p> <p>また、この地域は世界的なリゾート地としてインバウンドを含む観光客の往来が盛んであります。それによって、当然、地域での需要と消費をもたらすこととなります。こうした状況を村のチャンス・好機としてしっかりと受け入れていかなければなりません。</p> <p>真狩農業は、これまでの優れた技術で良質の農産物「真狩ブランド」を生産してきました。しかし、さらなる農作業や農業経営の効率化・付加価値の向上を図らなければなりません。それには、農地の集約と大規模化のほかに、AI・ITC 技術などのスマート農業の積極的な活用は、農作業の負担軽減と生育情報の正確な把握、後継者の教育・育成にもつながります。今後の農業従事者の減少や安定した食料供給の必要性を踏まえながら、より多くの人に真狩の「食」を知ってもらい、農産物を食べてもらうよう努めていきます。</p> <p>そして、真狩村を通過点とするのではなく、観光の目的地となるような魅力的な資源づくりが必要です。村内若しくは近隣町村とも連携した周遊観光ルートの開発も視野に入れながら、呼び込むことができる、もうかることができる商工業と観光業として、戦略的な転換を図っていきます。</p> <p>二つ目は、未来を豊かにするために、毎日を元気に、心地よく暮らせる地域を目指します。</p> <p>“自分で何でもできる”、“好きなものを食べられる”、“新しい物事にいつも挑戦できる”、どれも健康者の証といえますが、自身の健康状態は分かりにくいものです。村民の皆様の健康増進を図るために、村の各種検診事業と生活習慣病予防などの健康づくり事業の充実を図っていきます。</p> <p>高齢者の皆様が地域社会と関わりを持って、生き生きと暮らす環境づくりが必要であります。高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、高齢者福祉に関するサービスの充実を図り、地域の特性を踏まえた地域包括ケアシステムを推進していきます。</p> <p>また、健康長寿のための意識づくりを推進するためにも、充実した医療体制の整備と医療の質の向上に努めていきます。</p> <p>子供たちの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図るために、子供医療費を無料とする年齢を 18 歳まで拡大する検討をしたいと思ってお</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 4	議 長 (佐伯秀範)	<p>ります。今後、できるだけ早い段階で実現できるよう進めたいとも思っております。若い世代や子育て家庭が安心して暮らせる村を実現するためにも、子育てしやすい環境づくりをさらに進めていきます。</p> <p>三つ目は、持続可能な村民生活を守り続け、安心と安全な地域社会を未来へつなげます。</p> <p>自然災害は頻発化・激甚化しており、いつ襲ってくるか予断を許さない状況です。村民の生活を守るには強さとしなやかな回復力を兼ね備えた防災のまちづくりを推進していく必要があります。</p> <p>それには、日常生活や経済活動の基盤となる道路・橋梁や上下水道などの社会資本の強靱化を進めるとともに、町内会・地区や各種関係団体の協力、支援を得ながら地域力の向上、即戦力となる人づくり、組織づくりを養成し、防災意識の高揚と地域コミュニティを活用した防災力の強化を図ってまいります。</p> <p>この他にも様々な課題がございますが、今、申し上げた方針を着実に実現することで、村民の皆様が“暮らしやすさ”を実感できる、より魅力ある真狩村を創造することができると考えています。そして、目まぐるしく変化する時流をしっかりと捉え、“何をすべきか”、“何が必要か”を見極めながら、適正な行財政運営に努めていきたいと思っております。</p> <p>以上、私の所信の一端を申し上げました。</p> <p>結びに、議員の皆様並びに村民の皆様の格別なる御理解・御協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げまして、村長就任にあたっての所信表明とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>以上で、所信表明が終わりました。</p> <p>日程 4 行政報告を行います。 これを許します。 村長 岩原清一君</p> <p>令和6年第4回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中御出席を賜り、本定例会が開催できますことに対して、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第3回定例村議会以降における諸般の行政について御報告申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p><b>○農畜産物の生産状況について</b></p> <p>お手元の資料を御覧ください。</p> <p>本年の春耕作業は、天候にも恵まれたことからおおむね順調に進みました。</p> <p>しかし、6月期は干ばつ傾向となり、根菜類の肥大が進んでいませんでしたが、7月下旬の大雨と気温の上昇により急肥大した、人参・大根・ブロッコリーで、軟腐、亀裂などの障害が発生し、正品率も前年度よりやや低い傾向となりました。</p> <p>基幹作物の収量等につきましては、馬鈴薯は、干ばつにより8月下旬まで小玉傾向でしたが、男しゃく・キタアカリ・きたかむいの3品種ともに、平年よりも2L比率が高く、収量は若干減収となりましたが、価格についてはやや高値となっております。</p> <p>人参・大根は、大雨と高温により障害が多く、正品率も低下し、また、消費地で9月下旬になっても30℃を超える残暑が続いたことで、消費が進まず、人参で前年対比7割と、価格も低迷しました。</p> <p>てん菜は、順調に生育し、根周がやや太く収量増となり、糖分は平均16.3%と平年並みの産糖量となっております。</p> <p>小麦は、日照時間が長かったこと、適期に収穫ができ、大きな倒伏もなかったことから、昨年より増収となっております。</p> <p>小豆は、草丈も伸び莢数が多かったことから、収量も多く増収となりました。</p> <p>食用ゆり根は、平年より大玉傾向となり、品質についても、さびやあんこ症がやや少なく、収量は昨年を若干上回る中、消費も回復傾向にあったことからLM規格で、高値の状況となっております。</p> <p>生乳生産は、全道的に昨年ほどの猛暑の影響がなく、生産抑制の解除等で前年並みに推移しています。</p> <p>個体販売では初妊牛の相場は、猛暑事故等の代替など更新需要や年明けに分娩の牛が出回ることから、回復基調が予想されております。</p> <p>また、昨年に引き続き、生まれたてのホルスタインの雄は、肥育にかかるエサ代の高騰により買い手が付かないほど逼迫しており、また、黒毛和牛についても同様に、肥育購買者が素牛購入価格を低く設定しており、畜産全体で飼料費の高騰、個体販売の減収と非常に厳しい状態となっております。</p> <p>農家の皆様には、猛暑による農作物等への影響や、農業資材の価格高騰に加え、燃料や電気代の高止まりによる経費の増嵩など、大変厳しい状況が続いておりますが、1年間の御労苦に対しまして、深く敬意を表</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>します。</p> <p>○令和5年度後志広域連合各会計の決算概要について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>令和5年度各会計決算については、去る11月29日に第2回後志広域連合議会定例会が開催され、承認されております。</p> <p>各会計の決算概要について、説明いたしますが、決算額等については千円単位とさせていただきます。</p> <p>一般会計の決算額は、歳入総額1億9,550万円、歳出総額1億9,299万8千円で、歳入歳出の差引額は250万2千円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの負担金は、1億765万2千円で、そのうち本村分は490万1千円となりました。</p> <p>主要な事務である滞納整理事務では、捜査回数20回、預貯金・給与・財産の差押件数は93件で徴収額は、2,244万6千円、徴収率は51.36%でありました。また、本村からの引継ぎは、ありませんでした。</p> <p>国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額68億8,836万4千円、歳出総額67億7,808万7千円で、歳入歳出の差引額は、1億1,027万7千円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの保険税である分賦金は、20億9,455万3千円で、そのうち本村分は1億2,421万5千円となりました。</p> <p>歳出の保険給付費は、被保険者の入院日数の減少による影響で、前年度より3億1,246万9千円減額の43億108万5千円となりました。</p> <p>介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額68億6,764万8千円、歳出総額64億790万2千円で、歳入歳出の差引額は、4億5,974万6千円となりました。</p> <p>歳入の保険料は、11億238万円で収納率は99.6%となりました。そのうち本村分は4,594万6千円で、徴収率は100%となっています。</p> <p>歳出の介護給付費は、53億909万2千円で、居宅及び施設入所に係るサービス等への支出等が前年度より減少となりました。</p> <p>介護保険第1号被保険者数は、令和6年3月末で17,411人と前年度より323人減少し、要介護・要支援認定者については、年間で37人増加し、令和6年3月末で、真狩村の167人を含む3,663人が認定を受けました。</p> <p>今後も広域化のメリットを最大限に生かし、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的効果的な行政運営に期待をするものであります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>○倶知安厚生病院に係る第2期整備事業の状況について</p> <p>令和4年4月に着工した倶知安厚生病院第2期整備事業につきましては、令和6年8月末に新病棟の建設工事が竣工し、順次旧病棟からの移転作業を進め、当初の予定どおり、令和6年11月5日にリニューアルオープンをいたしました。</p> <p>このリニューアルオープンに合わせ、病院の名称が「JA北海道厚生連 倶知安厚生病院」から「JA北海道厚生連 ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院」に変更がされております。</p> <p>今後は、引き続き旧棟の解体工事、外構工事が進められ、令和8年8月に完成を予定しております。</p> <p>また、昨年12月定例会で報告いたしました、社会情勢の変化等に伴う工事費の増額要請につきましては、倶知安厚生病院第2期整備推進協議会において、事業完了年となる令和8年度に向けて令和7年秋頃に決定する方針として、負担額の増高費用の精査を進めているほか、自治体の負担の軽減に係る情報の収集や意見交換を取り進めております。</p> <p>地域住民の安全・安心並びに健康増進が図られるよう、後志地域の救急医療、周産期医療、在宅医療などの拠点である倶知安厚生病院の整備を推進するため、引き続き協議会による合意形成に努めてまいります。</p> <p>今定例会には、専決処分による承認2件、人事案件1件、条例の改正及び廃止7件、令和6年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算5件の計15件の議案等を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これで、行政報告は終わりました。
日程5	〃	日程 5 教育行政報告を行います。 これを許します。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	教 育 長 ( 齊 藤 信 之 )	<p>教育長 齊藤信之君</p> <p>令和6年第4回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告させていただいた以降の教育行政について御報告申し上げます。</p> <p>はじめに、学校教育について報告いたします。</p> <p>過日、道からインフルエンザの流行入りが発表されましたが、倶知安保健所管内でも微増傾向にある他、マイコプラズマ肺炎の流行が目立っており、各学校においては感染症の予防に留意しながら2学期の締めくくりの時を大切に過ごしているところです。</p> <p>旧真狩中学校と旧御保内中学校の統合から50年が過ぎ、去る11月9日、真狩中学校では多くの来賓や歴代校長の御臨席のもと、統合50周年記念式典並びに記念祝賀会を盛大に執り行いました。大きな節目を迎え、これまでの歩みを振り返るとともに、さらなる発展を胸に刻む一日となりました。</p> <p>来年度からの本格実施に向けて準備を進めている小中一貫教育については、真狩シームレスプランのもと「子どもを主語にした学び」という授業像の大転換を図るために、教師の授業力向上、そして、子どもたちの学びに向かう姿勢と学び方を育てることに力を注いでいます。小学校、中学校それぞれに公開研究会を開催し、求める授業像の共有を図るとともに、ICTの効果的活用による個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進の方法について学び合いました。また、本村の目指す小中一貫教育は、学習指導と生徒指導を両輪とするということをあえてうたっているところであり、その具体的取組として、村内の小中高全校種の児童生徒が一堂に会する「真狩村第1回いじめゼロ子どもサミット」を開催しました。事前に応募した「ほっこりメッセージ」には、小学校から118通、中学校から37通、高校から57通の合計212通ものメッセージが寄せられ、学校運営協議会の委員による審査の結果、「みんなで守ろう みんなの気持ちと みんなの笑顔」というメッセージが最優秀賞となりました。この他サミットでは、各学校での取組の発表や外部講師による講演会などが行われ、最後に、参加者全員で「真狩村いじめゼロ宣言」を採択し、児童生徒個々がいじめについて考え、行動を起こしていくことを確認して閉会しました。「いじめゼロ宣言」や「いじめゼロほっこりメッセージ」については、学校や公共施設等に掲示し、家庭や地域に広く周知を図ってまいります。</p> <p>また、本サミットの内容を生かした児童会・生徒会主体のいじめ防止の取組のさらなる活性化を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 6		<p>児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりを一層進めていきます。</p> <p>次に、社会教育について報告いたします。</p> <p>第 10 期真狩村社会教育中期計画の社会教育推進目標である「住民が笑顔で集い、つながり、行動する真狩村」の実現を目指し、「真狩村読書推進月間 2024」「桂長寿大学」「小学生卓球教室並びに卓球大会」等の事業が行われ、それぞれに当初の目的を果たして終えています。</p> <p>また、文化財保護審議会兼羊蹄ふるさと館運営協議会では、令和 7 年度の事業計画等について審議いただきました。</p> <p>今後も、関係機関や団体との密接な連携・協力のもと、時代の求めに応じた新しい視点に立った社会教育事業の展開に努めていきます。</p> <p>以上、教育行政報告とさせていただきます。</p> <p>今後も、議会の皆様をはじめ、地域住民、教職員各位の御理解と御協力を賜り教育行政を推進してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これで、教育行政報告は終わりました。</p>
	〃	<p>日程 6</p> <p>一般質問を行います。</p> <p>順番に発言を許します。</p> <p>4 番 佐々木義光君</p>
	4 番 (佐々木義光)	<p>通告によりまして、一般質問をいたします。</p> <p>件名につきましては、中学校の部活動の地域移行についてです。</p> <p>令和 5 年 3 回定例会において、中学校部活動の地域移行については、体育協会やスポーツ団体と協議の上、学校部活動の地域連携を進めるために、指導員派遣を第一に検討してまいりたいと回答していただきましたが、管内の他市町村では、複数の中学校で部活動指導員を確保できな</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 長 (齊藤信之)	<p>いか検討している所もあります。また、既存の市町村のスポーツ団体等がメインとなり、部活動指導員を派遣することも検討されています。さらに、根本的に部活動を見直して、教員も参加できるクラブチーム化も検討されています。</p> <p>生徒が持続可能な部活動を取り進めるために、現在の進捗状況を含め、考え方を説明願いたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>答弁 教育長</p> <p>ただいまの佐々木議員の御質問にお答えします。</p> <p>中学校部活動の地域移行につきましては、議員御指摘のとおり、令和5年第3回定例会で答弁したように、本村においては子どもたちの活動機会の保障と教員の働き方改革の実現を図るため、教育委員会が関係団体と連携して運営する「学校部活動の地域連携」型に取り組んでいくことといたしました。が、構成員の高齢化等の理由により、村内体育関係機関や団体が必ずしも活発な状況にないことなどから、人材の確保がままならず、部活動指導員等の配置には現在も至っていないというのが現状であります。</p> <p>議員御指摘のとおり、後志管内の一部町村においては、総合型地域スポーツクラブ等が運営主体となる「地域クラブ活動型へ移行し、外部指導者を中学校へ派遣しているという所もある」というのは承知しておりますが、本村の現状を鑑みると、現時点で、村単独での「地域クラブ活動」型の実現は極めて難しいものであると考えております。</p> <p>したがって、他町村との連携を模索しながら、引き続き「地域連携」型に取り組み、現に中学校野球部やバレーボール部が活動中ですが、合同部活動の継続や指導者の確保に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>また、部活動の地域移行は、教員の負担軽減もねらいの一つですが、部活動を生徒の人間形成の場と捉え、引き続き携わりたいという教員もいると思いますので、その辺もしっかりと対応していきたいというふうに考えております。</p> <p>将来的には、「地域クラブ活動」型への移行が理想と考えるので、周辺町村の動向を注視し、また協働することも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 4 番 (佐々木義光)	佐々木義光君  ただいまの答弁で、部活動は中学生の人間形成の場で重要な役割を働いていると。また、現状、部活動指導員の配置までは至っていないけれども、また、村単独のクラブ化は難しいと御答弁いただきました。 制度がスタートしたばかりですので、現場の苦労は大変だと思います。管内、近隣町村に多方面にチャンネルを広げて、情報を処理しながら、中学生の人間形成にかなうように今後とも効率的な進め方を進めていただきたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範) 教 育 長 (齊藤信之)	答弁 齊藤教育長  佐々木議員の御質問にお答えします。 議員御指摘のとおり、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、非常に重要な役割を果たすものというふうに捉えております。 それで本村においては、なかなか難しいということをお先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、議員のおっしゃるように、他町村の先行事例を十分に調査・研究させていただいて、進め方のノウハウ等も御教示いただきながら、真狩村の実態を考慮しながら、村として可能な方策を探っていきたくと考えております。 御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。 (佐々木議員「終わります。」)
	議 長 (佐伯秀範)  3 番 (安藤義明)	これで、佐々木義光君の一般質問を終わります。 次に、3番 安藤義明君  通告により質問させていただきます。 雑用水の有効活用についてということで、JAようてい共選施設の新設移転に伴い、現在では使用を中止している雑用水施設について、今後どのように活用していく方針なのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。
	議 長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	村 長 (岩原清一)	<p>ただいま雑用水の活用についての御質問でございますが、本施設は泉地区の取水施設と、そこから市街地までの延長約3.4キロメートルの配水管路などであり、平成11年度に建設し、翌年度から配水を開始いたしました。</p> <p>当初は、野菜洗浄施設や修景施設などでの利用がありましたが、のちに利用が少なくなり現在に至っております。</p> <p>御質問の、施設の今後の有効活用についてですが、現在の簡易水道事業は、給水人口に見合う給水量で認可されているため、本施設を一般の飲料水として追加利用することはできません。例えば企業などへ限定し、現在の施設を利用していくことは可能であるとは考えております。</p> <p>しかし、かなり水だけでは企業の方が使うというのは難しい問題もあるかと思っております。今後、もしそういう声があれば、有効的に活用していきたいというふうに考えているところでございます。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>雑用水の始まりから、今では使われていない。また、給水人口に見合う制限が求められていて、一般の飲料水には追加することはできないということは分かりました。</p> <p>水道法によれば、給水地域からの通勤や観光とか、給水人口には含まれないとあります。給水人口というのがありまして、それに伴って給水の水が追加することはできないと思うのですけれども、観光客とか、今後真狩村はいろいろなものでホテルとか工場誘致とか、いろいろ計画があると思います。将来的にそういうときには、今の給水人口があつて、それによって水の使用量が決まっていると思いますけれども、今後こういう観光客が増えていくとか、ニセコエリア、倶知安エリアでも今水不足が懸念されております。ですから、こういう給水人口とはまた別の水の使い方、量が多く使われると思いますので、その辺のことを考えて、今後雑用水のあり方について、どのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの安藤さんの質問にお答えしたいと思いますが、簡易水道につきましては、安藤議員がおっしゃるとおり、簡易水道事業計画というものがあるという</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>ふうになっております。その中で、給水人口が飲料水としてその地域に含めると、それも含めて見直しになってしまうというようなことでございまして、現在真狩村にいるエリアは全部網羅している状況でございます。それで今安藤さんが言いましたように、これからホテルが来るのでないか、何かしら何か来るのでないかということにつきまして、今の段階でそれをどうするというは言えない段階かと思うのです。一応基本的には、ホテルが来るとかそういうお話があったとしても、給水範囲内であれば、それを使っただけ。もし全然違うところであれば、そちらでなんとかしてもらおうというようなことで、まず第一段階で考えております。</p> <p>基本的に、給水範囲から離れた、エリアから離れたところでホテル業をやるということになりましても、それにつきましては、その業者が自分で水を確保していただくというふうな形になるのが当然なのかなというふうになっております。</p> <p>そこに線をつなげますと、工事負担金も我々の水道料に跳ね返ってくることもありますので、今はちょっとどこにどうだという具体的な例がございませんので、今のところは新しい工場の、ホテル業だとかをやる、新しい事業をやるということに対して、この雑用水を使っていくというような検討はまだ至っていないということでございます。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)</p>	<p>安藤義明君</p> <p>今の段階では具体的な開発とかホテル・工場の誘致とかが決定していないので、それに向けての雑用水の利用の仕方というのはまだ検討、まだはっきりしたことは言えないというのは分かりました。</p> <p>そのことはこれからの課題として捉えていってほしいと思いますけれども、この近辺で開発が本当に早く進んでおります。この開発の波もだんだん真狩の方にまで来ております。留寿都の方も今盛んに山の方とか開発が進んでいます。いつ真狩の方にもこうやって開発の波が来るか分かりません。</p> <p>以前、水道施設がありましたけれども、豊川地区とか加野地区の方の農業用の水道に関しても、一時水圧が下がってしまうとか、いろいろな問題がありました。今後開発が進んでいって真狩の給水エリアというか、その地区の以外の所に住宅が建ったりとか、いろいろな問題がこれから生じてくると思います。その時には、給水人口の見極めというか、それを変えることはなかなか難しいと国のあれでもありますけれども、そ</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)	<p>れに対して、真狩村は今からこういうことを見据えた準備や対策を考えていくとか、いろんなことを準備していくことが必要じゃないかと思っておりますので、その辺についてももう一度お聞かせ願いたいと思います。</p> <p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの御質問でございますが、雑用水ではなく飲料水のお話かと思えます。それで要は、今簡易水道として、先ほど全村を網羅して、給水人口を十分な人口で定めております。今水道工事が着々と進んでおりまして、令和11年からまた神里・川崎の区間を工事をする。それから知来別は15年度以降に工事をする。社地区も19年度以降、40年以上経過するということで、工事をするということでございます。先ほど言いました加野地区・豊川地区につきましては、もう工事が終わっているところでございますが、以前はあの奥の方ですね。水の水圧が足りないという苦情がございましたが、管経を太くいたしまして、今のところそのような苦情は今役場の方には、村の方には入ってきていないということで、十分ということは分かりませんが、苦情がないということで、足りてはいるのかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>それで、エリアが増えるというのが、先ほど言いましたように、簡易水道の中で家が増えるとかそういう部分については十分対応ができるだけの計画になっているかというふうに思っておりますので、それについては心配がないかというふうに思っております。これに雑用水を充てるということは全くできませんので、それについては、大丈夫かなというふうに思っています。簡易水道については、しばらくは心配なく水は確保できるかなというふうに考えているところでございます。</p>
	議 長 (佐伯秀範) 3 番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>最初の質問に言いました雑用水の利用ということで、給水人口が増えれば雑用水も飲料用の水にできるのではないかと考えて、こういう質問から切り込んでさせていただきました。ただ、雑用水は転換できないということなので、その飲料水にはできないから、その飲料水が困ったときには使えるのではないかとおっしゃっていただきましたけれども、できないということでしたけれども、将来的に真狩村の人口が下がっていくということが将来的に見込まれておりますけれども、開発が進んで、リゾート地のベッドタウン化とか、またホテル・企業ができたときには、逆にその時に給水</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>人口を上回る可能性があるかもしれない。その時にはそういうことができないかと思って質問させていただきました。ただ、今の段階ではそれができないということなので、それは理解させていただきました。</p> <p>ただ、今後どのように真狩村が開発されていくか分かりません。また観光施設のベッドタウン化ということも、将来的には考えられている企業も幾つかあるようです。そういうときのために、ライフラインと、この辺に關しまして水道とかいろいろな面に関しまして、今から準備して行ってほしい。それが私の今の質問から来る思いでありますので、そちらの方をくみ取っていただければと思います。多少雑用水のことから飛びましたけれども、将来に向けての準備して行ってほしいという思いなので、そうしていただければと思います。</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範) 村 長 (岩原清一)</p>	<p>答弁 岩原村長</p> <p>ただいまの質問で、私もちょっと雑用水と生活配水ということでちょっと混乱した回答になってしまったのかなと思いますが、雑用水を、もし工場が飲料水として使うと、それはOKです。それは計画の中に入らないということですので、今の雑用水を工場が作って、工場の内部で使う、自分で要は塩素を入れて飲めるような形にするというのは、雑用水を作った場合には、そのエリアだけで使うのであればOKだということですのでございます。ただ、今安藤さんの言っていることは十分に私も理解するのですが、水道の管だけではなかなかうまくいかないですし、やっぱり普通工場団地とか、土地の用意がないと、なかなか誘致をするということができなくて、今の段階ではそのエリアに民間の土地を企業の人を買っていただかないと、買っていただいて初めて雑用水が使えるかという話になる。どういう業種の工場が来るかということもあると思います。通常であれば、簡易水道をつなげて終わるようなことで、水を大量に使うような工場が来れば、そういうお話もあろうかと思えます。ただ、村の方で適地を用意できておりませんので、今の段階ではちょっと次のステップを考えるというまでに至っていないというようなことですのでございます。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p>
	<p>議 長 (佐伯秀範)</p>	<p>これで、安藤義明君の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 7	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 7</p> <p>認定第 1 号 令和 5 年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 2 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 3 号 令和 5 年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 4 号 令和 5 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 5 号 令和 5 年度 真狩村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>認定第 6 号 令和 5 年度 真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>を一括して議題とします。</p> <p>認定第 1 号から認定第 6 号までについては、令和 6 年第 3 回真狩村議会定例会において決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、決算特別委員長の福田恵子君より報告を求めます。</p> <p>福田恵子君</p>
	決 算 特 別 委 員 長 (福田恵子)	<p>決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。</p> <p>令和 6 年第 3 回真狩村議会定例会において、決算特別委員会に付託された、認定第 1 号 令和 5 年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 6 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 6 件の事件については、11 月 27 日から 28 日の 2 日間にわたり決算特別委員会を開催、審査しましたので、その審査結果を報告します。</p> <p>決算特別委員会に付託された事件、認定第 1 号 令和 5 年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 6 号 令和 5 年度真狩村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 6 件は、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり、全て認定すべきものと決定しましたことを、会議規則第 77 条の規定により報告します。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま委員長報告が終わりましたが、本案については、質疑及び討論を省略し採決したいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 8	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 したがって、本案については、質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。
	〃	これから認定第1号から認定第6号までについてを一括して採決いたします。 この決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものです。 この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 したがって、認定第1号から認定第6号までについては、認定することに決定いたしました。
	〃	日程 8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度 真狩村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。 令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一  次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和6年10月9日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。  令和6年度真狩村一般会計補正予算(第4号) 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ515万2千円を追加

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 4,653 万 1 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 6 年 10 月 9 日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、4 項、3 目 衆議院議員総選挙費 515 万 2 千円の追加です。10 月 9 日に衆議院が解散され、10 月 15 日告示、10 月 27 日投開票日となりましたが、解散後告示まで日数がなく、選挙に必要な物品の発注や業務委託の契約などを早急に行う必要があり、専決処分により執行経費を予算措置し対応したところでございます。</p> <p>1 節 報酬 43 万 4 千円、3 節 職員手当等 234 万 3 千円、10 節 需用費 12 万 7 千円、8 ページの 11 節 役務費 21 万円、12 節 委託料 49 万円、13 節 使用料及び賃借料 27 万 8 千円、17 節 備品購入費 127 万円を追加するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 4,137 万 9 千円、補正額 515 万 2 千円の追加、補正後の額 27 億 4,653 万 1 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>14 款、3 項、1 目、1 節 総務管理費委託金、衆議院議員総選挙執行経費 489 万 4 千円の追加です。選挙の執行に対する国の委託金となります。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 25 万 8 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1,678 万 5 千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 4,137 万 9 千円、補正額 515 万 2 千円の追加、補正後の額 27 億 4,653 万 1 千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 9	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第4号))は、承認することに決定しました。
	〃	日程 9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第5号))を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	承認第2号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。 令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一  次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和6年11月14日に専決処分をいたしました。 次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。  令和6年度真狩村一般会計補正予算(第5号) 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万円を追加し、歳

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 4,690 万 1 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 6 年 11 月 14 日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>10 款、6 項、1 目、1 節 報酬、給食センターパートタイム職員報酬 37 万円の追加です。給食センターの配送を担当している職員が 11 月 18 日から病気休暇を取得したため、12 月中旬までの代替職員の報酬を追加するもので、給食の提供に支障が出ないようにするため、専決処分により予算措置し、対応したところであります。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 4,653 万 1 千円、補正額 37 万円の追加、補正後の額 27 億 4,690 万 1 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 37 万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1,641 万 5 千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 27 億 4,653 万 1 千円、補正額 37 万円の追加、補正後の額 27 億 4,690 万 1 千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしく願います。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 10 11:35 長船副村 長退場	議 長 (佐伯秀範)	<p>これから 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算（第 5 号））を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 （異議なし）</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算（第 5 号））は、承認することに決定しました。</p>
	〃	<p>日程 1 0</p> <p>同意第 1 号 真狩村副村長の選任についてを議題とします。</p> <p>長船敏行君の退場を求めます。</p>
	〃	<p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>村長 岩原清一君</p>
	村 長 (岩原清一)	<p>同意第 1 号 真狩村副村長の選任について</p> <p>真狩村副村長に下記の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>記</p> <p>住所 真狩村字真狩 4 番地 12</p> <p>氏名 長船敏行</p> <p>生年月日 昭和 35 年 5 月 1 日</p> <p>令和 6 年 12 月 12 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>今の現副村長の再任ということでございますが、長船敏行さんにつきましては、皆さん十分経歴等も存じているかというふうに思います。副村長は、この 12 月 22 日をもって任期満了となります。この経歴につきましては、参考資料として記載しておりますとおり、昭和 59 年 4 月に真狩村職員として勤務されて以降、各部署を歴任され、令和 2 年 12 月 23 日からは副村長として 4 年間、村民福祉の向上に御尽力をいただいていたところでございます。</p> <p>皆さんも御存じのとおり、現副村長は知識経験ともに非常に豊富な方であると同時に、人望も厚く誠実な方でございます。年齢的にも 64 歳ということであり、今後も引き続き副村長として真狩村の村づくりのため</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	議 長 (佐伯秀範)	<p>に御活躍していただきたいと考えております。</p> <p>このたび、地方自治法 162 条の規定により、議会の皆様の御同意をお願いをしたいと思ひます。</p> <p>御審議の上、御同意賜りますよう、お願い申し上げたいと思ひます。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから同意第 1 号 真狩村副村長の選任についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>同意第 1 号 真狩村副村長の選任については、同意することに決定しました。</p>
11 : 39	〃	<p>休憩します。</p>
長船副村 長入場		
11 : 40	〃	<p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p>
日程 11	〃	<p>日程 11</p> <p>議案第 1 号 真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
	副 村 長 (長 船敏行)	<p>議案第1号 真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について</p> <p>真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、本人確認書類として使用できなくなることから、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点につきましては、印鑑登録申請者の本人確認に必要な書類の提示を規定する第4条第3項第3号の文言から被保険者証、組合員証を削除するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第1号 真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決します。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 12	議 長 (佐伯秀範)	<p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号 真狩村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 1 2</p> <p>議案第 2 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 2 号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について</p> <p>真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和 6 年 12 月 12 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>このたびの条例改正は、令和 6 年人事院勧告に準じて行うもので、2 条建の改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第 1 条関係では、第 4 条第 2 項において、議会議員の期末手当を 0.1 か月引き上げ、年間支給月数を 4.5 か月から 4.6 か月とするもので、この引上げ月数の調整については、12 月支給分で行う改定となります。</p> <p>第 2 条関係では、第 4 条第 2 項において、第 1 条で説明した支給率について、来年度から 6 月と 12 月の支給率を同じ割合にするための改定となります。</p> <p>附則として、第 1 条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。第 2 項では、第 1 条の規定による改正後の条例の規定は、12 月支給の期末手当の支給基準日である令和 6 年 12 月 1 日から適用する。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>第2条では、改正前の条例により既に支給された期末手当は、改正後の条例で支給される期末手当の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第2号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 13	〃	<p>日程 13</p> <p>議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>この条例改正も令和6年人事院勧告に準じて行うもので、2条建の改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第1条、第2条関係は、第3条の2第1項を改正するものとなっており、改正内容につきましては、議案第2号と同様の改正理由及び改正内容、そして施行日などとなっておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
11 : 48	議 長 (佐伯秀範)	議案第3号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。  ここで休憩といたします。 これより昼食のため、休憩といたします。 午後の再開は、午後1時30分となります。
13 : 30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程 14	〃	日程 14 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について 職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一  次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。 この条例改正も令和6年人事院勧告に準じて行うもので、2条建の改正条文となっており、行政職給料表及び期末・勤勉手当と寒冷地手当の支給に関する条項の改定となっています。 第1条関係では、第17条第2項及び第3項、そして、第17条の2第2項において、職員の期末・勤勉手当の合計の年間支給月数を0.1か月引き上げ、4.5か月から4.6か月に、また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当の合計の年間支給月数を0.05か月引き上げ、2.35か月から2.4か月にするものです。また、この引上げ月数の調整については、12月支給分で行う改定となります。 次に、2ページの第18条の2において、寒冷地手当の支給額を11.3%引き上げるもので、改正後、世帯主で扶養親族のある職員は月額29,400円に、扶養親族のない職員は16,200円に、その他の職員は11,500円に引き上げる改定となります。 別表第1の給与表に関しては、2ページから7ページに示してありま

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>すが、大卒の初任給を12.1%の23,800円、高卒を12.8%の21,400円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げる改定がされ、1級が11.1%、2級が7.6%、全体3%の引き上げとなっています。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>第2条関係では、第17条第2項及び第3項、そして、第17条の2第2項において、第1条で説明した職員と定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当の支給率を来年度から6月と12月の支給率を同じ割合にするための改定となります。</p> <p>附則として、第1条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。第2項では、第1条関係の行政職給料表や寒冷地手当の支給額の改正については、令和6年4月1日に遡及して適用する。</p> <p>第2条では、改正前の条例により既に支給されている給与は、改正後の条例で支給される給与の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 15	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	<p>日程 15</p> <p>議案第 5 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p> <p>議案第 5 号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和 6 年 12 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の 1 ページをお開きください。 この条例改正は、令和 6 年人事院勧告に準じる部分及び北海道の最低賃金の改定に伴い行うものです。 会計年度任用職員の給料は、職種及び経験年数により職員の行政職給料表の 1 級及び 2 級の 60 号俸までを使用し格付けして支給しておりますが、10 月 1 日に北海道の最低賃金が 50 円引き上げられ時給 1,010 円となり、行政職給料表の 1 級 1 号給から 2 号給までの報酬が支給されている職員については、最低賃金以下となりますが、今回の人事院勧告に準じて行った給与改定後の行政職給料表においては、最低賃金を上回ります。 したがって、基本的には、人事院勧告により給料表の改定があった場合の会計年度任用職員の給料表の改定は、翌年度の 4 月 1 日としておりますが、これらの理由により改定後における報酬を 10 月に遡って支給するよう改正するものです。 別表第 1 の給料表に関しては、1 ページから 3 ページに示してありますが、先ほど議案第 4 号で説明した職員の行政職給料表の 1、2 級の 60 号俸までの改正と同じ内容となります。 3 ページの附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和 6 年</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		10月1日から適用することを規定しております。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第5号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
日程 16	〃	日程 16 議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、健康保険証が廃止されること及び国では公費負担医療制度等の全てについて、特段の事情があるものを除きマイナンバーカードによる資格情報の確認を可能としており、地方単独事業においても同じ対応になるよう地方自治体に対し要請があることから、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>改正点については、受給者が医療を受けるときに必要な書類の提示を規定する第7条の文言から被保険者証又は組合員証を削除し、マイナ保険証、資格確認書等を意味する文言を追加し、ただし書きとして、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とする文言を追加するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用することを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第6号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 17		(異議なし)
	議 長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 議案第 6 号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 17 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の廃止についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の廃止について 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例を別紙のとおり廃止する。 令和 6 年 12 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一
	議 長 (佐伯秀範)	次のページが廃止本文となっております。 この条例の廃止の理由につきましては、これまで、農業経営基盤強化促進法の「農用地利用集積計画」による農地の権利移動での不動産登記は、農業委員会で嘱託登記していたことから本条例を制定しておりましたが、新たな「農地中間管理事業の推進に関する法律」の施行により、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が代理登記を行うこととなったため、本条例を廃止するものです。 附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。 以上、御審議のほどよろしく願いいたします。
〃	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)	
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 18	議 長 (佐伯秀範)	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の廃止についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第7号 農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料条例の廃止については、原案のとおり可決されました。
	〃	日程 18 議案第8号 令和6年度 真狩村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第8号 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第6号) 令和6年度真狩村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ898万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,791万4千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 第2条 地方債の変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。 令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一  それでは、歳出より説明しますので、12ページをお開きください。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>1 款、1 項、1 目、3 節 職員手当等、議員期末手当 14 万 9 千円の追加です。人事院勧告に準じて行った期末手当の改定によるものです。</p> <p>2 款、1 項、1 目、総務係の会計年度任用職員について、1 節 報酬 27 万 4 千円の追加、3 節 職員手当等 8 千円の追加、4 節 共済費 2 千円の追加につきましては、議案第 5 号で説明したとおり人事院勧告に準じる部分及び北海道の最低賃金の改定に伴い追加するものです。</p> <p>なお、各課等で採用している会計年度任用職員についても、それぞれ補正予算が出てきますが、同じ理由となりますので、以後説明は省かせていただきます。</p> <p>17 節 備品購入費 119 万 9 千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>18 節 負担金, 補助及び交付金、会議負担金 3 万円の追加です。これまでの実績により予算残額が少なくなっており、今後の不足分を追加するものです。</p> <p>13 ページの 7 目、11 節 役務費、光ファイバーケーブル移設手数料 180 万円の追加です。NTT 柱や北電柱を利用して添架しており、電柱の移設に伴う追加となります。</p> <p>17 節 備品購入費、除雪機 80 万円の追加です。18 節 負担金, 補助及び交付金 47 万 4 千円減額のうち、除雪機械運転免許取得補助金 80 万円の減額です。本補助金については、国の補助事業である豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業で実施しておりますが、事業費の確定により減額となりますけれども、その分で小型除雪機を購入して社会福祉協議会に貸与し、除雪介護への貸出しや保健福祉センター周りの除雪等に使用するものでございます。</p> <p>北海道自治体情報システム協議会負担金 32 万 6 千円の追加です。本年度実施している定額減税調整給付金に係るシステム改修費用を負担するものです。</p> <p>また、財源更正がありまして、当初予算に計上している 12 節 委託料の自治体 DX 推進のための DX ツール導入業務委託に対し、この後歳入で説明する国から交付決定を受けたデジタル田園都市国家構想交付金を充当することから、国道支出金を 56 万 2 千円増額、その分の減額分と今回の追加分を合わせ一般財源を増額するものでございます。</p> <p>8 目、12 節 委託料、太陽光パネル導入基本計画策定業務委託 620 万円の減額です。真狩村地域再エネ導入戦略に基づく美原地区への太陽光パネル導入について、基本計画の策定により事業の検討を行う予定でしたが、オフサイト PPA 方式の事業者と事業性の検討を行うこととなり、</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>計画策定が不要になったため、皆減するものでございます。</p> <p>2 項、1 目、1 節 報酬、固定資産評価審査委員報酬 1 千円の追加です。当初予算の計上誤りによる不足分を追加させてもらうものでございます。</p> <p>14 ページの 3 款、1 項、1 目、19 節 扶助費、福祉灯油等助成金 150 万円の追加です。灯油価格等の上昇に対し、生活に影響が大きい高齢者世帯等に冬季暖房費用の一部を助成するもので、助成額は 1 世帯当たり上限 1 万円で 150 世帯を見込み予算措置しております。</p> <p>27 節 繰出金、54 万円の追加です。国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>4 目、18 節 負担金、補助及び交付金 5 万 9 千円の追加です。記載の三つの負担金について、本年度の利用実績や経費等の見込みにより追加及び減額となります。</p> <p>6 目、22 節 償還金、利子及び割引料、国庫負担金返還金 12 万 3 千円の追加です。前年度の養育医療費国庫負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>7 目、15 ページの 18 節 負担金、補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 1,170 万 7 千円の減額です。前年度の負担金の額の確定により減額するものです。</p> <p>27 節 繰出金、145 万円の減額です。後期高齢者医療特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>8 目、1 節 報酬、介護係パートタイム調理員報酬 3 万円の追加です。</p> <p>10 節 需用費、賄材料費 5 万円の追加です。会食サービスで使用している食材の価格の値上がりにより追加するものです。</p> <p>2 項、2 目、保育所の会計年度任用職員について、1 節 報酬 159 万 2 千円の追加、16 ページの 4 節 共済費 26 万 8 千円の追加、18 節 負担金、補助及び交付金 2 千円の追加です。</p> <p>10 節 需用費 99 万 8 千円の追加です。内訳として、消耗品費 13 万 7 千円の追加、灯油 46 万 1 千円の追加、賄材料費 40 万円の追加です。これらについては、価格の値上がりにより追加するものです。</p> <p>他の科目においても施設の燃料費の追加補正がありますが、同じ理由となりますので以後説明は省かせていただきます。</p> <p>14 節 工事請負費 23 万 8 千円の減額です。17 節 備品購入費 52 万 2 千円の減額です。これらについては、執行残により減額となります。</p> <p>3 目、17 ページの 19 節 扶助費、児童手当 60 万 5 千円の追加です。予定より受給者が増えたため、追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>4 目、放課後児童クラブの会計年度任用職員について、1 節 報酬 26 万 3 千円の追加、3 節 職員手当等 2 万 1 千円の追加、4 節 共済費 3 万 9 千円の追加となります。</p> <p>5 目、子育て支援センターの会計年度任用職員について、1 節 報酬 80 万円の減額、3 節 職員手当等 18 万円の減額、4 節 共済費 28 万 5 千円の減額、18 ページの 8 節 旅費 15 万円の減額については、1 名採用を予定し公募しましたが、応募がなく、代替職員での対応となったため減額するものです。</p> <p>10 節 需用費、子育て支援センターの灯油 4 万 9 千円の追加です。</p> <p>4 款、1 項、2 目、10 節 需用費、医薬品費 47 万 6 千円の減額、12 節 委託料、予防接種委託 18 万 6 千円の減額については、乳幼児等に係る各種ワクチン接種及び予防接種の実績見込みにより減額するものです。</p> <p>22 節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金 34 万 2 千円の追加です。前年度の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金の額の確定により返還するものです。</p> <p>4 目、母子衛生費に係る会計年度任用職員について、1 節 報酬 8 万円の減額です。妊産婦等の減少により健診受付事務等の業務量が減ったためでございます。</p> <p>12 節 委託料 75 万 8 千円の減額です。19 ページにかけての記載の五つの委託について、いずれも妊産婦の減により受診者が想定より減少したため減額するものです。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金、出産・子育て応援交付金 50 万円の減額です。妊産婦が想定より減少したため減額するものです。</p> <p>22 節 償還金、利子及び割引料、国庫補助金返還金 4 万 5 千円の追加です。前年度の妊娠出産包括支援事業国庫負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>2 項、3 目、最終処分場の会計年度任用職員について、1 節 報酬 12 万 3 千円の追加、3 節 職員手当等 5 千円の追加です。</p> <p>3 項、1 目、20 ページの 18 節 負担金、補助及び交付金、簡易水道事業会計補助金 3 万円の追加です。事業会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>6 款、1 項、8 目、建設課の耕地係の会計年度任用職員について、1 節 報酬 12 万 2 千円の追加、4 節 共済費 1 万 3 千円の追加です。</p> <p>2 項、1 目、18 節 負担金、補助及び交付金、鳥獣被害防止対策支援事業補助金 39 万 9 千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>7 款、1 項、1 目、18 節 負担金、補助及び交付金、21 ページの真狩村</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>中小企業経営承継事業補助金 70 万円の追加です。村内の中小企業の経営者の高齢化や後継者の不在によって地元企業が存続できなくなることを防ぐため、円滑な事業継承の準備に必要な経費の一部を補助するもので、補助額は事業を譲る側、譲り受ける側それぞれ上限 50 万円、ただし親族内継承は 20 万円で、補助率は 2/3 とし、2 件の事業継承を見込み予算措置しております。</p> <p>2 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、産業祭り運営事業補助金 3 万 5 千円の追加です。圃場管理等の経費の増加や、当初見込んでいたも掘り収入が減額となったことなどから実行委員会の会計が収支不足となりましたので、不足分を村の補助金を増額し補うものでございます。</p> <p>8 款、2 項、2 目、道路管理の会計年度任用職員について、1 節 報酬 10 万 4 千円の追加、4 節 共済費 8 万 3 千円の追加、18 節 負担金, 補助及び交付金 3 千円の追加です。</p> <p>3 目、村道除雪の会計年度任用職員について、1 節 報酬 29 万 2 千円の追加、22 ページの 4 節 共済費 15 万 1 千円の追加です。</p> <p>10 節 需用費、車両修繕 36 万 1 千円の追加です。ロータリ除雪機の油圧ホースのオイル漏れやバッテリー交換、除雪専用トラックのバッテリー交換のため修繕費を追加するものです。</p> <p>5 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、公共下水道事業会計補助金 73 万 5 千円の追加です。事業会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>9 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金、羊蹄山ろく消防組合負担金 464 万 9 千円の減額です。人事院勧告に準じて行った給与改定による増額分はあるものの、職員の依願退職による人件費などの減額により総じて減額になります。</p> <p>また、財源更正がありまして、この後歳入で説明する消防車の損傷に対する保険金を充当することから、その他を 19 万 6 千円増額、その分の減額分と今回の減額分を合わせ一般財源を減額するものです。</p> <p>10 款、1 項、2 目、教育委員会事務局費で計上している会計年度任用職員について、23 ページの 1 節 報酬 21 万 6 千円の追加です。</p> <p>また、財源更正がありまして、22 ページに戻っていただき、当初予算に計上している 12 節 委託料の GIGA スクールサポート業務委託に対し、この後歳入で説明する国から交付決定を受けた公立学校情報機器整備費補助金を充当することから国道支出金を 41 万 5 千円増額、その分の減額分と今回の追加分を合わせ一般財源を減額するものです。</p> <p>3 目、スクールバスの会計年度任用職員について、1 節 報酬 19 万 3</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>千円の追加です。</p> <p>2 項、1 目、10 節 需用費 38 万 2 千円の追加です。内訳として、校舎の灯油 19 万 2 千円の追加です。電気料 19 万円の追加については、エアコン設置による消費電力の増加によるものでございます。</p> <p>4 項、1 目、高校の会計年度任用職員について、1 節 報酬 10 万 4 千円の追加、24 ページの 3 節 職員手当等 6 千円の追加です。</p> <p>5 項、3 目、公民館の会計年度任用職員について、1 節 報酬 17 万 5 千円の追加、3 節 職員手当等 8 千円の追加です。</p> <p>10 節 需用費 82 万 4 千円の追加です。内訳として、公民館の重油 30 万 6 千円の追加です。25 ページの公民館等の電気料 46 万 5 千円の追加、上下水道料 2 万 9 千円の追加、ガス代 2 万 4 千円の追加については、公民館の利用者が増え使用頻度が増加したためです。</p> <p>6 項、1 目、給食センターの会計年度任用職員について、1 節 報酬 76 万 4 千円の追加、4 節 共済費 17 万 6 千円の追加、18 節 負担金、補助及び交付金 1 千円の追加については、承認第 2 号の専決処分で説明した職員の病気休暇取得による代替職員の報酬等となりますが、職員の復帰時期が明確となっていないため、3 月までの費用を追加するものでございます。</p> <p>10 節 需用費 38 万 1 千円の追加です。内訳として、給食センターの重油 16 万円の追加です。電気料 15 万 8 千円の追加、上下水道料 6 万 3 千円の追加については、夏の気温上昇による衛生対策として、調理器具等の洗浄回数を増やしたことなどによるものでございます。</p> <p>26 ページの 2 目、学校開放に伴う会計年度任用職員について、1 節 報酬 1 万 2 千円の追加、3 節 職員手当等 2 千円の追加です。</p> <p>10 節 需用費、総合グラウンド照明の電気料 3 万 2 千円の追加です。ナイター照明の利用日数の増加によるものでございます。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金 30 万円の追加です。これまでの実績により予算残額が少なくなっており、今後の冬季競技での大会出場に備え追加するものです。</p> <p>12 款、1 項、1 目、2 節 給料、再任用職員 233 万 8 千円の追加です。定年延長の対象となる職員 1 名が、定年前再任用短時間勤務職員を希望し採用したため追加するものです。</p> <p>3 節 職員手当等 285 万 1 千円の追加のうち、27 ページの一般職の通勤手当 27 万 7 千円の追加、児童手当 30 万円の追加、会計年度任用職員の通勤手当 9 万 7 千円の追加については、支給対象者の増加によるものです。それ以外の特別職、一般職、再任用職員の各種手当 217 万 7 千円</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>の追加、4 節 共済費 15 万 4 千円の追加については、人事院勧告に準じて行った給与改定等によるものです。</p> <p>また、財源更生がありまして、26 ページに戻っていただき、この後歳入で説明する農業者年金業務委託手数料の追加分を充当することから、その他を 17 万 5 千円増額、その分の減額分と今回の追加分を合わせ一般財源を増額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 27 億 4,690 万 1 千円、補正額 898 万 7 千円の減額、補正後の額 27 億 3,791 万 4 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>14 款、1 項、1 目、2 節 児童手当負担金 49 万円の追加です。歳出で説明した児童手当に対する国の負担金となります。</p> <p>2 項、1 目、7 節 デジタル田園都市国家構想交付金 56 万 2 千円の追加です。歳出で説明したとおり、当初予算に計上している企画費の委託費の DX ツール導入業務委託に対する国の交付金が確定したため追加するものです。</p> <p>3 目、2 節 母子保健衛生費補助金 49 万 3 千円の減額です。妊産婦の減少により対象となる補助金等が減額となります。</p> <p>6 目、1 節 義務教育費補助金、公立学校情報機器整備費補助金 41 万 5 千円の追加です。当初予算に計上している教育委員会事務局費の委託料の GIGA スクールサポート業務委託に対する国の補助金が確定したため追加するものです。</p> <p>15 款、1 項、1 目、3 節 児童手当負担金 5 万 7 千円の追加です。歳出で説明した児童手当に対する北海道の負担金となります。</p> <p>9 ページの 4 節 保険基盤安定負担金 59 万 2 千円の減額です。記載の四つの負担金について、額の確定により追加及び減額となります。</p> <p>2 項、1 目、4 節 地域づくり総合交付金、50 万円の追加です。福祉灯油等の助成金に対する北海道の補助金となります。</p> <p>3 目、2 節 母子保健衛生費補助金、出産・子育て応援交付金 8 万 4 千円の減額です。妊産婦の減少により減額となります。</p> <p>18 款、1 項、1 目、1 節 財政調整基金繰入金 609 万 3 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>5 目、1 節 防災資機材等整備基金繰入金 93 万 5 千円の減額です。歳出の総務費の備品購入費、タイヤショベルの財源に充当しておりましたが、購入費の確定により減額するものです。</p> <p>20 款、10 ページの 5 項、1 目、2 節 農業者年金事務取扱費 17 万 5 千円の追加です。委託手数料の確定により追加するものです。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>11 節 雑入 478 万 2 千円の追加です。内訳として、自動車損害共済保険金 19 万 6 千円の追加です。真狩消防の職員が運転する広報車が災害出動時に、車内で固定していた積載物が前方に飛び出し、フロントガラスが損傷しました。その修理代については、全額保険金での対応となりましたので、追加するものです。</p> <p>市町村職員退職手当組合清算還付金 336 万 2 千円の追加、消防職員退職手当組合清算還付金 122 万 4 千円の追加です。職員の定年退職等による退職に備え、組合に一定の事前納付金を納付し、3 年間で精算する仕組みとなっておりますが、定年延長などの制度改正もあり、今回の精算分は令和 4 年度から 5 年度までの 2 か年となり、役場、消防ともこの間の対象者数の状況から追加負担金が事前納付金を下回ったため、その分の還付を受けるものでございます。</p> <p>21 款、1 項 村債 777 万 1 千円の減額です。1 目 総務債、2 目 民生債、7 目 臨時財政対策債において、節区分に記載のとおり減額となりますが、いずれも事業費の確定により減額するものです。</p> <p>11 ページの歳入合計、補正前の額 27 億 4,690 万 1 千円、補正額 898 万 7 千円の減額、補正後の額 27 億 3,791 万 4 千円となるものです。</p> <p>次に、5 ページを御覧ください。</p> <p>第 2 表 地方債補正について、保育所エアコン設置事業債から臨時財政対策債までにつきましては、ただいま説明した、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更がなく記載のとおりとなっております。また、太陽光パネル導入基本計画策定事業債につきましては、説明のとおり皆減となりましたので廃止するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 19	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 8 号 令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算(第 6 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 8 号 令和 6 年度 真狩村一般会計補正予算(第 6 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 19 議案第 9 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 9 号 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) 令和 6 年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 620 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,833 万円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 6 年 12 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。 1 款、1 項、2 目 後志広域連合負担金は、財源更生となります。本年度の後志広域連合の負担金の額の確定により保険基金安定繰入金が増額となり、歳入歳出予算の調整のため、医療給付費分現年課税分がその分減額となりますので、その他財源を 54 万円減額、その分一般財源を増額</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>するものです。</p> <p>4 款、1 項、1 目、24 節 積立金、基金積立金 620 万 9 千円の追加です。歳入の後志広域連合からの前年度の国保分賦金の還付金を積立するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 1 億 2,212 万 1 千円、補正額 620 万 9 千円の追加、補正後の額 1 億 2,833 万円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、1 節 医療給付費分現年課税分 54 万円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>3 款、1 項、1 目、2 節 保険基盤安定繰入金 54 万円の追加です。記載の三つの繰入金について、本年度の負担金の額の確定により追加及び減額となります。</p> <p>5 款、2 項、1 目、1 節 広域連合支出金、後志広域連合支出金 620 万 9 千円の追加です。前年度の国保分賦金還付金の額の確定によるものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 1 億 2,212 万 1 千円、補正額 620 万 9 千円の追加、補正後の額 1 億 2,833 万円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 9 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 20	議 長 (佐伯秀範)	(異議なし)  異議なしと認めます。 議案第 9 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。
	副 村 長 (長船敏行)	日程 20 議案第 10 号 令和 6 年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君  議案第 10 号 令和 6 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号) 令和 6 年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 145 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,022 万 2 千円とする。 第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。 令和 6 年 12 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一  歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。 2 款、1 項、1 目、18 節 負担金, 補助及び交付金 145 万円の減額です。記載の二つの負担金について、本年度の負担金の額の確定により減額となります。 歳出合計、補正前の額 4,167 万 2 千円、補正額 145 万円の減額、補正後の額 4,022 万 2 千円となるものです。 次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。 3 款、1 項、1 目、1 節 事務費繰入金 12 万 1 千円の減額です。 2 節 保険基盤安定繰入金 132 万 9 千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。 歳入合計、補正前の額 4,167 万 2 千円、補正額 145 万円の減額、補正後の額 4,022 万 2 千円となるものです。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	〃	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	〃	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	〃	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	〃	これから議案第10号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	〃	異議なしと認めます。 議案第10号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
日程 21	〃	日程 21 議案第11号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副 村 長 (長船敏行)	議案第11号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号) 第1条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 第2条 令和6年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>収入 第1款 簡易水道事業収益 補正予定額を3万円追加し、補正後の予算額を1億1,783万2千円とするものです。</p> <p>支出 第1款 簡易水道事業費用 補正予定額を3万円追加し、補正後の予算額を1億1,822万5千円とするものです。</p> <p>第3条 予算第8条に定めた経費を次のように改める。</p> <p>(1)職員給与費 補正予定額を3万円追加し、補正後の予算額を1,709万円とするものです。</p> <p>第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。</p> <p>(1)他会計補助金 補正予定額を3万円追加し、補正後の予算額を9,070万3千円とするものです。</p> <p>令和6年12月12日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容について、第2条の収益的収入及び支出の収益的支出より説明しますので、5ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1款、1項、3目、2節 手当、寒冷地手当3万円の追加です。人事院勧告に準じて行った手当の改定に伴うものです。</p> <p>これにより、1項 営業費用の補正後の額は1億962万6千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、4ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1款、2項、1目、1節 他会計補助金3万円の追加です。収益的収入及び支出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>これにより、2項 営業外収益の補正後の額は7,408万1千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 22	議 長 (佐伯秀範)	<p>討論なしと認めます。 これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 11 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。 議案第 11 号 令和 6 年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。</p>
	〃	<p>日程 22 議案第 12 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副 村 長 (長船敏行)	<p>議案第 12 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 4 号) 第 1 条 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。 第 2 条 令和 6 年度真狩村公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。 収入 第 1 款 公共下水道事業収益 補正予定額を 73 万 5 千円追加し、補正後の予算額を 1 億 3,314 万 3 千円とするものです。 支出 第 1 款 公共下水道事業費用 補正予定額を 73 万 5 千円追加し、補正後の予算額を 1 億 3,306 万円とするものです。 第 3 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。 (1)他会計補助金 補正予定額を 73 万 5 千円追加し、補正後の予算額を 1 億 110 万 4 千円とするものです。 令和 6 年 12 月 12 日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>補正の内容につきまして、第 2 条の収益的収入及び支出の収益的支出</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
		<p>より説明しますので、5 ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、16 節 修繕費、機械器具等修繕 33 万 5 千円の追加です。2 目、16 節 修繕費、機械器具等修繕 40 万円の追加です。これまでのマンホールポンプや浄化センターの機械の修繕などにより修繕費の予算残額が少なくなってきたおり、今後の突発的な修繕等に備え追加するものです。これにより、1 項 営業費用の補正後の額は 1 億 2,823 万 4 千円となります。</p> <p>次に収益的収入を説明しますので、4 ページの補正予算明細書を御覧ください。</p> <p>1 款、2 項、1 目、1 節 他会計補助金 73 万 5 千円の追加です。収益的収入及び支出予算の調整のため追加するものです。これにより、2 項 営業外収益の補正後の額は 1 億 628 万円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
	議 長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	〃	<p>これから議案第 12 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 12 号 令和 6 年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第 4 号)は、原案のとおり可決されました。</p>

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言
日程 23	議 長 (佐伯秀範)	<p>日程 23</p> <p>閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。</p> <p>これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)</p> <p>〃 異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。</p> <p>〃 以上で、本日の日程は全部終了しました。 会議を閉じます。 これで、令和6年第4回真狩村議会定例会を閉会します。 御苦労様でした。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長 佐 伯 秀 範 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 福 田 恵 子 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">議 員 大 町 徹 (原本自署)</p> <hr style="width: 40%; margin: auto;"/>
14:24 閉会		